



平成20年12月15日判決言渡 同日原本交付 裁判所書記官

平成17年(ワ)第13号 戒告処分取消等請求控訴事件

(原審・福岡地方裁判所平成8年(ワ)第22号(第1事件), 平成12年(ワ)第4号(第2事件))

口頭弁論終結の日 平成20年9月8日

判

決

当事者の表示

別紙当事者目録記載のとおり

主

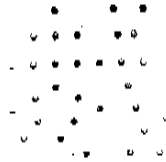
文

- 1 1審被告北九州市教育委員会の控訴に基づき、原判決中同1審被告敗訴部分を取り消す。
- 2 1審原告■■■■■, 同■■■■■及び同■■■■■の1審被告北九州市教育委員会に対する請求をいずれも棄却する。
- 3 1審原告らの本件控訴をいずれも棄却する。
- 4 1審原告■■■■■の当審における1審被告北九州市教育委員会に対する訴えを却下し、同北九州市に対する請求を棄却する。
- 5 1審原告■■■■■及び同北九州がっこうユニオン・ういの当審における請求をいずれも棄却する。
- 6 訴訟費用は、1審原告らの控訴に係る当審の費用は同1審原告らの負担とし、1審原告■■■■■, 同■■■■■及び同■■■■■と1審被告北九州市教育委員会との間に生じた分は、第1, 2審とも同1審原告らの負担とする。
- 7 原判決別紙1「請求の趣旨一覧表1の1」を本判決別紙「請求の趣旨一覧表1の1」のとおり更正する。

事 実 及 び 理 由

第1 控訴の趣旨

- 1 1審被告北九州市教育委員会



- (1) 原判決中1審被告北九州市教育委員会敗訴部分を取り消す。
- (2) 1審原告■■■■■、同■■■■■及び同■■■■■の1審被告北九州市教育委員会に対する請求をいずれも棄却する。
- (3) 訴訟費用は、第1、2審とも上記1審原告らの負担とする。

## 2 1審原告ら

- (1) 原判決中1審原告ら敗訴部分を次の限度で取り消す。
- (2) 第1事件

ア 1審被告北九州市教育委員会が、原判決別紙1「請求の趣旨一覧表1の1」（ただし、更正後のもの）の「処分年月日」欄記載の各日に、同「原告」欄記載の各1審原告に対してした同「処分内容」欄記載の各処分を取り消す。

イ 原判決別紙1「請求の趣旨一覧表1の2」の「被告」欄記載の各1審被告は、同「原告」欄記載の各1審原告に対し、同「請求金額」欄記載の金員及びこれに対する同「訴状送達の日」欄記載の日の翌日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え（ただし、「請求金額」欄に対応する「被告」欄記載の1審被告が複数の場合、それらの各1審被告が「請求金額」欄記載の金員を連帯して支払うものとする。）。

### (3) 第2事件

ア 1審被告北九州市教育委員会が、原判決別紙1「請求の趣旨一覧表2の1」の「処分年月日」欄記載の各日に、1審原告■■■■■、同■■■■■こと■■■■■、同■■■■■、同■■■■■及び同■■■■■に対してした同「処分内容」欄記載の各処分（ただし、同■■■■■に対してした減給の処分を除く。）を取り消す。

イ 原判決別紙1「請求の趣旨一覧表2の2」の「被告」欄記載の各1審被告は、同「原告」欄記載の各1審原告に対し、同「請求金額」欄記載の金員（ただし、1審原告■■■■■につき「17万円」を「1円」に改め



る。)及びこれに対する平成12年2月25日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え(ただし、「被告」欄記載の1審被告が複数の場合、それらの各1審被告が「請求金額」欄記載の金員を連帯して支払うものとする。))。

(4) 1審原告 [REDACTED]、同 [REDACTED] 及び同北九州がっこうユニオン・ういの当審における追加請求

ア 1審原告 [REDACTED]

(ア) 1審被告北九州市教育委員会が1審原告 [REDACTED] に対してした平成12年7月19日付け戒告処分を取り消す。

(イ) 1審被告北九州市は、同1審原告に対し、5万円及びこれに対する平成18年1月17日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

イ 1審原告 [REDACTED]

(ア) 1審被告北九州市教育委員会が1審原告 [REDACTED] に対してした平成16年7月9日付け戒告処分を取り消す。

(イ) 1審被告北九州市は、同1審原告に対し、5万円及びこれに対する平成18年1月17日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

ウ 1審原告北九州がっこうユニオン・うい

1審被告北九州市は、1審原告北九州がっこうユニオン・ういに対し、1万円及びこれに対する平成18年1月17日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

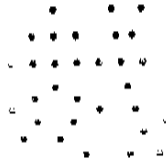
(5) 1審原告 [REDACTED] の当審における追加請求

1審被告北九州市は、1審原告 [REDACTED] に対し、5万円及びこれに対する平成18年6月15日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

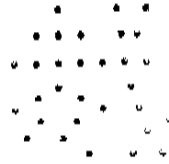
(6) 訴訟費用は、第1, 2審とも1審被告らの負担とする。

(7) 上記(2)及び(3)の各イ, (4)ア及びイの各(イ), ウ, (5)につき仮執行宣言

第2 事案の概要 (略称等は原判決の例による。)



- 1(1) 本件は、1審原告ういを除く、北九州市立の学校の教職員である1審原告らが、当時の勤務校の校長から卒業式又は入学式における国歌（君が代）斉唱の際に起立して歌うように命じられたにもかかわらず、起立しなかったことを理由として、戒告、減給の処分又は嚴重注意、文書訓告の指導を受けたことについて、1審被告教育委員会に対し、処分の取消しを求めるとともに、上記職務命令、処分及び指導が違法であると主張し、1審原告らに職務命令を発した1審被告校長らに対し、不法行為に基づき、1審被告北九州市に対し、国家賠償法1条1項に基づき、それぞれ損害及び遅延損害金の支払を求め、また、1審原告ういが、上記処分の取消し等を求める請願及び団体交渉の要求を1審被告北九州市の機関である1審被告教育委員会が不当に応じなかったことが違法であると主張し、国家賠償法1条1項に基づき、損害及び遅延損害金の支払を求めた事案である。
- (2) 原審は、1審被告教育委員会が1審原告■■■■、同■■■■及び同■■■■に対してした各減給処分は、その裁量の範囲を超え、これを濫用したものであるとして取り消したが、1審原告らに対してした各戒告処分に違法はないとして、その取消請求を棄却し、また、1審原告らの損害賠償請求をいずれも棄却した。
- (3) これを不服として、1審被告教育委員会は、前記第1の1のとおり控訴し、1審原告らは、前記第1の2(1)ないし(3)、(6)及び(7)のとおり控訴する（なお、1審相原告■■■■は当審において訴えを取り下げた。）とともに、当審において、1審原告■■■■、同■■■■、同うい及び同■■■■は、前記第1の2(4)、(5)のとおり、請求を追加した（同■■■■の請求の追加は、行政事件訴訟法7条、民事訴訟法297条、143条による訴えの追加的変更である。）。
- 2 事案の概要は、次のとおり原判決を補正し、3のとおり当審における当事者の主張を付加するほかは、原判決の「事実及び理由」欄の「第2 事案の概要」のうち、1審原告らと1審被告らに関する部分に記載のとおりであるから、



これを引用する。

- (1) 4頁7行目の「による治世」を削り，5頁2行目から7行目までを次のとおり改める。

### 〔3〕 学習指導要領の改正

平成元年3月改正前の『小学校学習指導要領』，『中学校学習指導要領』は，学校行事等の指導計画作成及び指導上の留意事項，特別活動において，『国民の祝日などにおいて儀式を行う場合には，児童，生徒に対して，これらの祝日の意義などを理解させるとともに，国旗を掲揚し，君が代を斉唱させることが望ましい。』と定めていた（各学習指導要領の内容の抜粋は原判決別紙2の1項及び3項のとおりである。）。また，同年10月改正前の『盲学校，聾学校及び養護学校小学部・中学部学習指導要領』は，『小学校学習指導要領』，『中学校学習指導要領』の示すものに準ずると定めていた。

平成元年3月，文部大臣（現在は文部科学大臣。以下，時期を問わず「文部大臣」という。）は，学校教育法20条，38条（平成11年法律第87号による改正前のもの。以下同じ。），学校教育法施行規則（平成12年文部省令第53号による改正前のもの。以下同じ。）25条，54条の2に基づき，告示第24号，告示第25号により，『小学校学習指導要領』，『中学校学習指導要領』を改正し，特別活動の学校行事のうち儀式的行事について，『学校生活に有意義な変化や折り目を付け，厳粛で清新な気分を味わい，新しい生活の展開への動機付けとなるような活動を行うこと。』と定め，指導計画の作成と内容の取扱いにおいて，『入学式や卒業式などにおいては，その意義を踏まえ，国旗を掲揚するとともに，国歌を斉唱するよう指導するものとする。』と定めた（同指導要領上，国旗としては日章旗（日の丸），国歌としては君が代が想定されていた。以下，国歌に関する定めを『国歌条項』と，国旗



及び国歌に関する定めを『国旗国歌条項』ということがある。)。また、同年10月、文部大臣は、学校教育法73条（平成11年法律第87号による改正前のもの。以下同じ。）、学校教育法施行規則73条の10に基づき、告示第158号により、『盲学校、聾学校及び養護学校小学部・中学部学習指導要領』を改正し、『小学校学習指導要領』、『中学校学習指導要領』の示すものに準ずると定めた（各学習指導要領及び小学校指導書の内容の抜粋は原判決別紙2の2項、4項ないし6項のとおりである。）。

そして、上記各指導要領は、平成10年12月の告示第175号、告示第176号により改正された『小学校学習指導要領』、『中学校学習指導要領』、平成11年3月の告示第61号により改正された『盲学校、聾学校及び養護学校小学部・中学部学習指導要領』にそのまま引き継がれた（平成14年4月1日施行）。

#### (4) 文部省による通達等

文部省（現在は文部科学省。以下、時期を問わず『文部省』という。）は、平成元年ころから平成12年ころまでの間に、以下のとおりの通知、通達（以下『文部省通知等』という。）を発出した。」

- (2) 9頁8行目の「(4)」を「(5)」に、9行目の「(3)」を「(4)」に、11行目の「発した」を「発出した」に、15頁2行目の「(5)」を「(6)」に、9行目の「(6)」を「(7)」に、12行目の「(5)」を「(6)」に、15行目の「(7)」を「(8)」に改める。
- (3) 17頁10行目の「地方公務員法29条1項1号又は3号」の次に「（平成11年法律第107号による改正前のもの。断らない限り以下同じ。）」を、18頁14行目の「教育基本法」の次に「（平成18年法律第120号による改正前のもの。以下同じ。）」を、22行目の「28条6項」の次に「（平成19年法律第96号による改正前のもの。28条につき以下同



じ。)」を、21頁10行目の「教育基本法」の次に「1条」を加え、25頁18行目の「(本件職務命令発令当時」から19・20行目の「という。)」までを削り、26頁7行目の「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の次に「(以下『地教行法』ということがある。)」を、「23条5号」の次に「(平成11年法律第87号による改正前のもの。以下同じ。)」を加える。

- (4) 32頁4行目の「本件商況報告書」を「本件状況報告書」に、33頁10行目の「46」を「45」に、11・12行目の「, 原告■」から14行目の「同月6日」までを「1審原告■は、平成6年9月5日」に改める。
- (5) 34頁21行目及び35頁16行目の「前記1(7)」を「前記1(8)」に改める。

### 3 当審における当事者の主張

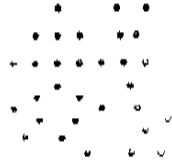
#### (1) 1審原告らの主張

##### ア 1審原告らの補足的主張の要旨

##### ア) 公教育における子どもの人権保障について

個人の基本的自由を認め、その人格の独立を国政上尊重すべきものとしている憲法の下においては、子どもが自由かつ独立の人格として成長することを妨げるような国家的介入、例えば、誤った知識や一方的な観念を子どもに植えつけるような内容の教育を施すことを強制するようなことは、憲法26条、13条の規定からも許されない。また、何らかの教育目的のためであっても、公教育の中で特定の信条、価値観を絶対的なものとして、選択の余地なく子どもに強制することは、子どもの思想、良心の形成の自由を侵害するものとして、子どもの権利条約上も許されるべきものではない。

したがって、君が代が斉唱される卒業式等のような「一面的なイデオロギー的教化」が行われる場合には、これに参加しない可能性を制度的



に保障（不参加選択の期待可能性，事前の通知と不参加権の告知）しなければならない。

しかるに，本件においては，上記の制度的な保障が一切されなかった。

(イ) 教育公務員としての個人1審原告らの思想，良心，信教の自由の侵害について

思想，良心の自由は，個人の自律可能性の保障という基本的人権の根本原理からとらえ返した場合，内心における自由にとどまらず，思想，良心に基づく行為の自由をも保障しており，いわゆる「沈黙の自由」もこの中に包摂される。

また，宗教者にとっては，「君が代を歌えないという考えを持つのは，君が代が天皇という特定の存在を賛美する歌である，君が代が天皇を神格化する国家神道と結びつく」ということを感じ精神的苦痛を感じるのは事実であって，この考えは憲法20条により保障されている。

個人1審原告らは，憲法に定められた天皇であれ，「天皇の代が末永く続くように…」と願う歌詞内容自体が国民主権の憲法の核心と相容れないものであり，これを歌えないという個人を尊重することこそ憲法の保障する人権条項であるとするものである。

(ウ) 4点指導に正当な教育目的は存在しないことについて

4点指導が正当な教育目的に基づく教育内容ではないことは，原審において主張したとおりである。

また，1審被告教育委員会が4点指導をなし得るとの実務的根拠は，地教行法23条5号のみであるところ，同号が4点指導のような教育課程の一行事の内容の細部の指導内容についてできることを定めたものでないことは明らかである。

(エ) 教育委員会議事録等の不存在について

1審被告教育委員会は，①1審原告■■■■の戒告処分に係る平成元年度



教育委員会議付議及び議事録文書，② 1 審原告■■■■，同■■■■，同■■■■ 及び同■■■■の各戒告処分に係る平成 8 年度教育委員会議付議及び議事録文書，③ 1 審原告■■■■の減給処分，同■■■■，同■■■■ 及び同■■■■の各戒告処分に係る平成 9 年度教育委員会議付議及び議事録文書が不存在であるとし，その不存在文書の代替として議案の番号と議案名のみを付した「教育要覧」の写しを書証として提出している。しかし，「教育要覧」の写しは議事録と同等の証拠とはなり得ないから，上記各処分の手続に違法があるというべきであり，上記各処分は無効である。

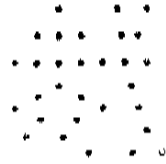
(カ) 1 審原告ういの損害について

処分は，教職員の賃金待遇に関わる労働条件であるところ，管理運営事項といわれているものは多かれ少なかれ労働条件に関わりをもつものである以上，管理運営事項としての側面を有するものであっても団体交渉事項といえる。また，1 審被告教育委員会は，その後「処分基準については交渉事項である」と回答しながらも，その内実については明確な回答をなし得ていない。これらのことも含めて，誠実な交渉態度とは言えず，1 審原告ういの交渉権を不当に侵害している。

イ 1 審原告■■■■，同■■■■ 及び同ういの当審における追加請求に係る主張

(ア) 1 審原告■■■■の処分取消請求及び損害賠償請求について

- a 1 審被告教育委員会は，1 審原告■■■■に対し，平成 12 年 7 月 19 日付けで戒告処分をした。
- b ■■■■中学校長小野■■■■（以下「小野校長」という。）は，平成 12 年 3 月の卒業式に際し，1 審原告■■■■に対し，「式の当日は，卒業生を心から送るために，式次第に従って，国歌斉唱のときは，国旗に正対し，起立して真心を込めて歌うこと。これは職務命令です。」との職務命令を発した。また，小野校長は，上記中学校の同年 4 月 11 日の入学式に際し，1 審原告■■■■に対し，「入学式当日は，分掌にし



たがって行動してください。なお、式次第に従って進行しますが、国歌斉唱のときは、起立して斉唱してください。これは職務命令です。」との職務命令を発した。

上記各職務命令は、いずれも憲法、教育基本法10条1項に違反する違法なものである。

1審原告は、上記各職務命令及び上記戒告処分により精神的苦痛を被ったものであり、これに対する慰謝料は5万円を下ることはない。

- c よって、1審原告は、1審被告教育委員会に対し、前記戒告処分の取消しを求めるとともに、1審被告北九州市に対し、国家賠償法1条1項に基づき、損害5万円及びこれに対する平成17年12月21日付け準備書面(1)が1審被告北九州市に送達された日の翌日である平成18年1月17日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を求める。

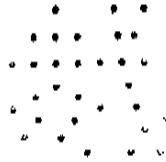
(イ) 1審原告の処分取消請求及び損害賠償請求について

- a 1審被告教育委員会は、1審原告に対し、平成16年7月9日付けで戒告処分をした。

1審原告は、上記戒告処分の日から60日以内に北九州市人事委員会に不服を申し立てたが、その後3か月を経ても裁決がないため、平成17年12月21日、上記戒告処分の取消請求を追加した。

- b 小学校長下門(以下「下門校長」という。)は、同小学校の平成16年3月16日の卒業式に際し、1審原告に対し、「国歌斉唱時には起立して、心を込めて斉唱すること。」との職務命令を発した。

上記職務命令は、憲法、教育基本法10条1項に違反する違法なものである。



1 審原告 ■■■ は、上記職務命令及び上記戒告処分により精神的苦痛を被ったものであり、これに対する慰謝料は5万円を下ることはない。

c よって、1 審原告 ■■■ は、1 審被告教育委員会に対し、前記戒告処分の取消しを求めるとともに、1 審被告北九州市に対し、国家賠償法1条1項に基づき、損害5万円及びこれに対する平成17年12月21日付け準備書面(1)が1 審被告北九州市に送達された日の翌日である平成18年1月17日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を求める。

(ウ) 1 審原告ういの損害賠償請求について

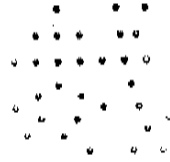
a 1 審被告教育委員会は、1 審原告ういとの交渉において、教育長を出席させたことがない。このことは、他の労働組合との交渉に比して差別的取扱いであり、不誠実な交渉である。

1 審原告ういは、上記の差別的取扱い、不誠実な交渉により1万円を下らない損害を被った。

b よって、1 審原告ういは、1 審被告北九州市に対し、国家賠償法1条1項に基づき、損害1万円及びこれに対する平成17年12月21日付け準備書面(1)が同1 審被告に送達された日の翌日である平成18年1月17日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を求める。

ウ 1 審原告 ■■■ の当審における追加請求に係る主張

(ア) ■■■ 小学校長原田 ■■■ (以下「原田校長」という。)は、平成18年2月の職員会議において、「①国旗に正対する、②国歌を斉唱する、③心をこめて斉唱する、④起立して斉唱することは、すべて職務命令である。」との職務命令を発した。原田校長は、同年3月18日卒業式当日の職員会議において、上記4点について職務命令を発し、その4点とも「同じレベルで」職務命令であると述べた。



卒業式の当日、教頭は、自分の席から外れて1審原告■の方を見ており、君が代の伴奏が始まり、同1審原告が着席するとすぐに教頭が同1審原告に近づいてきて、「立って心を込めて歌ってください。」と述べた。同1審原告が黙って着席したまましていると、教頭が「現認しますよ。」と脅すように大きな声で述べた。同1審原告が着席したまましていると、さらに2人目の教頭が1人目の教頭にもう一度指導するように合図を送るなどした。卒業式後、原田校長は、同1審原告を呼び、君が代斉唱時に着席していたことを確認して、「教育委員会に報告する。」と述べた。

同年5月末には、1審被告教育委員会の職員による一方的な違憲違法な事情聴取が行われた。

- (イ) 1審被告教育委員会は、1審原告■の上記不起立行為に対し、平成18年8月29日付けで文書訓告の制裁措置を行った。上記制裁は、同原告に対する憲法19条に反する思想、良心の自由の侵害であり、違法な行政措置である。
- (ウ) 1審原告■は、上記の職務命令等及び上記の文書訓告により精神的苦痛を被ったものであり、これに対する慰謝料は500万円を下ることはない。
- (エ) よって、1審原告■は、1審被告北九州市に対し、国家賠償法1条1項に基づき、前記損害のうち5万円及びこれに対する平成18年6月9日付け準備書面(4)が同1審被告に送達された日の翌日である平成18年6月15日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を求める(行政事件訴訟法7条、民事訴訟法297条、143条により追加的に変更された請求)。

(2) 1審被告らの主張

ア 1審被告らの補足的主張の要旨



(ア) 学習指導要領の国旗国歌条項について

学習指導要領は法的拘束力を有すると解されている。国旗国歌条項は、大綱的基準を逸脱するものではないから、法的拘束力を有するものというべきである。

(イ) 4点指導及び報告指示等について

1 審被告教育委員会は、地教行法23条5号に基づき、所管する学校の教育課程、学習指導、生徒指導を管理し、執行する権限を有するものであるから、学習指導要領に沿って、学校における入学式・卒業式等の式典における国旗・国歌に関する指導が適正に行われるよう、国旗の取扱い方、国歌斉唱の実施方法等について校長に対して指導・助言できることは当然であるし、その指導のために校長が教職員に対して職務命令を発する必要があるような状況下においては、その旨を指導・助言することも当然である。

4点指導は、児童・生徒等に国旗・国歌を尊重する態度を指導する上でごく自然で常識的なものとなっている。しかも、4点指導は、児童・生徒等にとって学校生活に有意義な折り目をつける入学式・卒業式等の式典における国旗・国歌に関する指導に限られており、年間を通じての指導ではないこと、また、式典全体のうち、一部会場設営に関しての指示に過ぎず、式典の進行やその余の運営等については学校の裁量によって決定することができるのである。

上記のとおり、4点指導及び報告指示等は、その必要性によって正当化できないほど教育に対して大きな影響力を及ぼすものでないことは明らかであり、「不当な支配」には当たらない。

(ウ) 全体の奉仕者たるにふさわしくない非行について

国歌斉唱時の不起立ないし退席行為（本件不起立行為）は、国歌尊重の態度とはいえず、一般人をして、むしろこれに反する印象を与える所



作であり、式典の厳肅さを損なうのみならず、教育効果を減殺するものである。しかも、児童・生徒にひろく国旗・国歌を尊重する態度を指導すべき教員自らこのような所作をとること自体、もはや単なる不作為とはいえず、積極的な式妨害でないとしても、式進行を妨害するに等しい悪影響を児童・生徒に与え、保護者、来賓者を含む出席者全員にも不信の念を抱かせるものである。

上記のとおり、本件不起立行為は、卒業式、入学式において、単なる不作為以上の悪影響を生ぜしめるものであるから、全体の奉仕者にふさわしくない非行に該当する。

(エ) 信用失墜行為について

一般に、職員が全体の奉仕者たるにふさわしくない非行を行ったとき（地方公務員法 29 条 1 項 3 号）は、それは同時に同法 33 条の信用失墜行為禁止の規定等にもふれるので、この事由に該当するときは同時に同法 29 条 1 項 1 号にも該当することになると解されている。

したがって、本件処分の理由に信用失墜行為が含まれることは明らかである。

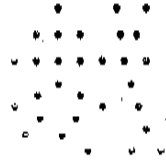
(オ) 減給処分の相当性について

減給処分前に、不起立行為の職務命令違反により、1 審被告 ■■■ にあっては戒告 2 回、同 ■■■ にあっては戒告 4 回、同 ■■■ にあっては嚴重注意 1 回、文書訓告 1 回、戒告 2 回の各処分ないし措置を受けているのであり、公務の規律維持のためには前回処分を超える懲戒処分もやむを得ないものである。

したがって、上記各減給処分に裁量権の濫用はなく、違法と判断すべきではない。

イ 1 審原告 ■■■，同 ■■■ 及び同ういの当審における追加請求に係る主張

(ア) 1 審原告 ■■■ の処分取消の訴えの適法性について



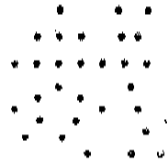
1 審被告教育委員会が、1 審原告 ■■■■ に対する前記戒告処分を行った日（平成12年7月19日）から同1 審原告がその取消請求を提起した日（平成17年7月11日又は同年12月21日）まで既に5年近く又は5年以上が経過し、また、1 審原告 ■■■■ が福岡県地方労働委員会に対してした前記戒告処分に関する不服申立てについて、同委員会が同申立ての却下・棄却をした日（平成14年5月7日）からも3年半以上が経過している（乙20）。

したがって、1 審原告 ■■■■ の上記処分取消の訴えは、行政事件訴訟法（平成16年法律第84号による改正前のもの）14条の出訴期間を経過したものであり、不適法である。

- (イ) 1 審原告 ■■■■ 及び同 ■■■■ の処分取消請求及び損害賠償請求について
- a 1 審被告教育委員会が、1 審原告 ■■■■ に対し平成12年7月19日付けで戒告処分をし、同 ■■■■ に対し平成16年7月9日付けで戒告処分をしたことは認める。
  - b 1 審原告 ■■■■ 及び同 ■■■■ が、小野校長あるいは下門校長から概略主張される発言をされて各職務命令が発せられたことは認める。上記各職務命令等は、前記のとおりいずれも違法ではない。
  - c 1 審原告 ■■■■ 及び同 ■■■■ は、いずれも各職務命令に違反して不起立行為をしたものであり、この行為について、地方公務員法29条1項及び3項に基づき、上記各戒告処分をした。

1 審原告 ■■■■ は、上記戒告処分までに、同種の職務命令違反行為により、平成6年に嚴重注意、平成9年に文書訓告の指導を受けている。また、1 審原告 ■■■■ は、上記戒告処分までに、同種の職務命令違反行為により、平成3年から平成6年までに文書訓告1回、嚴重注意1回、戒告2回の指導・処分を受けている。

したがって、1 審原告 ■■■■ 及び同 ■■■■ に対する上記各戒告処分は、



いずれも適法である。

(ウ) 1 審原告ういの損害賠償請求について

1 審被告教育委員会の教育長が1 審原告ういとの交渉に出席していないことは認める。しかし、教職員組合の構成員である県費負担教職員については、給与、一時金等の主たる勤務条件が、福岡県の条例によって定められており、これらについて交渉権限が1 審被告北九州市にはないため、1 審原告ういに限らず、他の教職員組合との交渉においても教育長が出席することはなく、差別的取扱いや不誠実な交渉とはいえない。

ウ 1 審原告■■■■の追加請求に係る主張

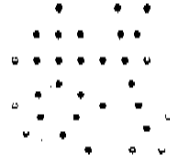
1 審原告■■■■の追加請求の基礎になっている前記文書訓告は、本件訴訟において取消しの対象となっておらず、追加請求は本件取消訴訟との関係において関連請求ではないから、本件訴訟に追加併合することはできず却下されるべきである（行政事件訴訟法16条、13条）。

### 第3 当裁判所の判断

当裁判所の認定判断は、次のとおり原判決を補正し、当審における追加請求に係る判断を付加するほかは、原判決の「事実及び理由」欄の「第3 認定事実」及び「第4 当裁判所の判断」のうち、1 審原告らと1 審被告らに関する部分に記載のとおりであるから、これを引用する。

1 36頁11行目の「証拠（甲1，2）」を「前記第2の1の事実，証拠（甲2）」に改め，16行目の「255」の次に「，277，284ないし293，342ないし345」を，同行目の「11」の次に「，24ないし32，35」を加え，39頁6行目の「世論調査によれば」の次に「，回答のあった1025人のうち」を加え，17行目の「前記第2の1(3)」を「前記第2の1(4)」に改め，41頁18行目の次に改行のうえ次のとおり加える。

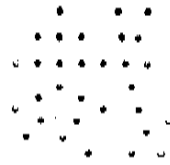
「(5) 北九州市立の小学校，中学校，養護学校の卒業式・入学式における不起立者数は，昭和62年には，21校，82名を数えたところ，昭和63年



以降は徐々に減少したものの、平成5年には、16校、19名を数え、平成6年から平成10年までの間は、7校から11校、7名から11名であった。」

- 2 41頁19行目の「(5)」を「(6)」に、同行目の「また」を「上記のような状況下において」に改め、44頁10・11行目の「、33（但し、小中学部に関してのみ。）」を削り、46頁9行目の「これらの式」の次に「（ただし、番号14のうち小中学部の式を除く。）」を加える。
- 3 49頁20行目の「前記第2の1(6)」を「前記第2の1(7)」に、23行目の「平成元年以降」を「平成2年以降」に、25行目の「考えられる」を「推認される」に改め、53頁14行目から57頁15行目までを次のとおり改める。  
「b 学習指導要領は、文部大臣が学校教育法20条、38条及び73条、同法施行規則25条、57条の2、73条の10に基づき、普通教育における機会均等の確保と全国的な一定の水準の維持という目的のために必要かつ合理的と認められる大綱的基準を定めたものと解することができるから、基本的には法規としての性質を有するものと解される（前掲最高裁判所昭和51年5月21日大法廷判決、最高裁判所平成2年1月18日第一小法廷判決・裁判集民事159号1頁参照）。

ところで、前記第2の1(3)の事実によれば、国旗国歌条項は、日本人としての自覚を養い、国を愛する心を育てるとともに、児童、生徒が将来、国際社会において尊敬され、信頼される日本人として成長していくためには、国旗及び国歌に対して正しい認識をもたせ、それらを尊重する態度を育てることが重要なことであること、入学式や卒業式は、学校生活に有意義な変化や折り目を付け、厳粛かつ清新な雰囲気の中で、新しい生活の展開への動機付けを行い、学校、社会、国家等の集団への所属感を深める上で、よい機会となるものであることから、このような入学式や卒業式の意義を踏まえ、入学式や卒業式においては、国旗を掲揚するとともに、国歌



を斉唱するとの趣旨で設けられたものと解される。そして、同条項は、『入学式、卒業式などにおいては、その意義を踏まえ、国旗を掲揚するとともに、国歌を斉唱するよう指導するものとする。』と定めているにとどまり、それ以上に、国旗・国歌についてどのような教育をするかについてまでは定めていないし、国旗掲揚の実施方法や国歌斉唱の指導方法についても定めはなく、地方の実情等に合わせた国旗掲揚の実施や国歌斉唱の指導をする余地を残しているものと考えられる。

このように、国旗国歌条項は、法規としての性質を有する学習指導要領の一部をなすものであるうえ、同条項の趣旨及び規定内容等に照らして、普通教育における機会均等の確保と全国的な一定の水準の維持という目的のために必要かつ合理的な大綱的基準を定めたものと解することができるから、法的拘束力を有するというべきである。」

- 4 60頁2行目の「人間観」を「歴史観」に改め、5行目から20行目までを次のとおり改める。

「しかしながら、儀式的行事である入学式や卒業式において、君が代斉唱の際に起立してこれを斉唱すべきではないとして、不起立行為を行うことは、個人1審原告らにとっては、上記の歴史観、世界観に基づく一つの選択ではあろうが、一般的には、これと不可分に結び付くものということとはできず、個人1審原告らに対し、入学式や卒業式において、起立して君が代を斉唱することを求めることを内容とする本件職務命令が直ちに個人1審原告らが有する上記の歴史観、世界観それ自体を否定するものと認めることはできない。他方において、儀式的行事である入学式や卒業式において、参列者が起立して君が代を斉唱するという行為それ自体は、公立の小学校、中学校及び養護学校の教職員にとって通常想定されるものであって、上記行為が、客観的にみて、特定の歴史観、世界観を有することを外部に表明する行為であると評価することは困難であり、特に職務上の命令に従って行われる場合は一層困

難である。さらに、憲法15条2項は、『すべて公務員は、全体の奉仕者であって、一部の奉仕者ではない。』と定めており、地方公務員も、地方公共団体の住民の奉仕者としての地位を有するものである。こうした地位の特殊性及び職務の公共性に鑑み、地方公務員法30条は、地方公務員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、かつ、職務の遂行に当たっては全力を挙げてこれに専念しなければならないと規定し、同法32条は、上記の地方公務員がその職務を遂行するに当たって、法令等に従い、かつ、上司の職務上の命令に忠実に従わなければならないと規定しているから、個人1審原告らは本件職務命令に従わなければならない立場にあり、また、本件職務命令は、学習指導要領の国旗国歌条項の趣旨に適うものであり、その目的及び内容において不合理であるということとはできない。したがって、本件職務命令により、個人1審原告らが思想、信条に反する行為を強制されたと感じたとしても、これをもって、本件職務命令が憲法19条に反するということとはできない（最高裁判所平成19年2月27日第三小法廷判決・民集61巻1号291頁参照）。」

- 5 61頁9行目の「君が代」から20行目までを「仮に君が代を歌えないという考え自体が思想、良心に当たるとしても、上記aと同様の理由により、本件職務命令が憲法19条に反するということとはできない。」に、62頁8行目の「前提とするもの」から10行目までを「前提とするものであるが、このような見解が信仰に当たるとしても、上記aと同様の理由により、本件職務命令が憲法20条1項及び2項に反するということとはできない。」に改め、11行目の「、君が代」から13行目の「いえないから」までを削る。
- 6 63頁10行目の「児童」の次に「、生徒」を加え、64頁7行目の「大きく」から8行目の「考えられない」までを「大きいと考えられる」に改め、65頁18行目の「48条1項」の次に「（平成11年法律第87号による改正前のもの）」を加え、22行目から66頁17行目までを削り、18行目の



「c」を「b」に改め、67頁5行目から68頁11行目までを次のとおり改める。

「c 1 審被告教育委員会の通知及び指導等について検討する。

教育委員会の制度は、それぞれの地方の住民に直結した形で、各地方の実情に適応した教育を行うことが教育の目的及び本質に適合するとの観念に基づき設けられたものである。そして、1 審被告教育委員会は、北九州市立の小学校、中学校、養護学校を所管する行政機関として、その教育課程、学習指導、生徒指導等に関する管理、執行権限に基づき（地教行法23条5号）、その基準を設定し、一般的な指示を与え、指導、助言を行うとともに、特に必要な場合には具体的な命令を発することもできると解される（前掲最高裁判所昭和51年5月21日大法廷判決参照）。

1 審被告教育委員会の通知の内容は、前記第2の1(5)イのとおりであり、そのうち4点指導の内容は、同(オ)bのとおりである。4点指導については、1 審被告教育委員会は、学習指導要領の国旗国歌条項の趣旨、儀式的行事である入学式及び卒業式の意義を踏まえ、その運営が適切かつ効果的なものとなるように、式次第についての4点指導をしたものと解され、その目的は合理的なものである。その内容についても、国旗国歌条項の趣旨、儀式的行事において参列者に要請される態度等に照らすと、相応なものといふことができ、また、その内容以外の点については、各学校の自主的な判断に委ねられていたものといふことができる。そうすると、4点指導は、指導にすぎないものであり、その目的及び内容に照らして、国旗国歌条項の趣旨及び内容を逸脱するものとは解されないし、その余の通知についても同様である。

次に、1 審被告教育委員会は、平成元年から平成11年ころにかけて、校長に対し、入学式及び卒業式における国旗掲揚及び国歌斉唱の状況等、起立しなかった児童、生徒及び教職員の人数等について報告するように求



め、教職員に対し職務命令を発することや不起立行為があった場合の現認体制についても指導していたものであるところ（前記第3の3の(4)）、1審被告教育委員会が校長の服務を監督する権限を有すること（地教行法43条1項）を考慮すると、このことは、校長の裁量権に対し、事実上、相当程度の制約を課するものであった可能性があるといえる。しかし、当時の入学式及び卒業式の状況等（前記第3の3の(2)、(5)）に照らすと、1審被告教育委員会がその報告を求めるなどの必要があったといえるし、これを含む1審被告教育委員会の指導等は、学習指導要領の国旗国歌条項の趣旨に沿ったものであって、それ自体は不当、不合理なものとはいえない。

したがって、1審被告教育委員会の通知及び指導等をもって、教育基本法10条1項にいう『不当な支配』ということとはできない。」

- 7 68頁12行目の「e」を「d」に改め、同行目の「もつとも、」を削り、14行目の「、被告教育委員会」から17行目の「あったとしても」までを「各校長の発した職務命令が1審被告教育委員会の指導に合致したとしても」に、20行目の「決定した」から21行目までを「決定したものであって、無効ということとはできない。」に、69頁14・15行目の「『不当な支配』（教育基本法10条1項）の存在」を「指導等」に改め、70頁13行目から21行目までを次のとおり改める。

「イ また、個人1審原告らは、小学校、中学校及び養護学校の入学式や卒業式という児童、生徒、保護者、来賓等が多く参列している行事の場において、本件職務命令に違反し、国歌斉唱の際に不起立行為（本件不起立行為）を行ったものであり、厳粛かつ清新な雰囲気の中で行われるべき儀式的行事の雰囲気を乱し、保護者、来賓等に対し、学校の運営についての不安や学校教育に対する不信感を抱かせ、儀式的行事の円滑な進行に対する妨げとなるおそれを生じさせたものと認められるから、本件不起立行為は、



『全体の奉仕者たるにふさわしくない非行』に当たり、地方公務員法 29 条 1 項 3 号に該当するというべきである。

もつとも、個人 1 審原告らの不起立行為によって式の進行が積極的に妨害されたとは認められないが、そのことは上記判断を左右するものではない。」

8 70 頁 26 行目から 71 頁 12 行目までを次のとおり改める。

「証拠（甲 182, 185, 204 の 1・2）及び弁論の全趣旨によれば、個人 1 審原告らに対する処分説明書には、処分の理由として、個人 1 審原告らが本件職務命令に反して本件不起立行為を行った事実が記載され、根拠法規として、地方公務員法 29 条 1 項、又は同項 1 号及び 3 号が記載されていたことが認められるが、処分の理由に、上記事実が信用失墜行為にも当たることまでもが記載されていたわけではない。

しかしながら、同法 29 条 1 項 3 号の『全体の奉仕者たるにふさわしくない非行があった場合』には、同法 33 条の信用失墜行為の禁止の規定にも触れるものと解されるから、処分説明書に記載された事実が信用失墜行為にも当たることまでもが記載されていなかったとしても、根拠法規として同法 29 条 1 項、又は同項 1 号及び 3 号が記載されていた場合には、同法 33 条の信用失墜行為も処分理由としたものと解することができる。

そして、本件不起立行為に対し、職務命令違反としての評価に加えて、信用失墜行為としての評価を加えることは、異なる処分をするに等しいものとはいえないことを勘案すれば、1 審被告教育委員会が本件不起立行為に対して、処分理由として職務命令違反及び信用失墜行為を主張することは許されるものと解される。

そこで、個人 1 審原告らの本件不起立行為が同法 33 条の信用失墜行為に当たるかについて検討するに、前示のとおり、個人 1 審原告らは、小学校、中学校及び養護学校の入学式や卒業式という児童、生徒、保護者、来賓等が

多く参列している行事の場において、本件職務命令に違反し、国歌斉唱の際に不起立行為を行ったものであり、厳粛かつ清新な雰囲気の中で行われるべき儀式的行事の雰囲気を乱し、保護者、来賓等に対し、学校の運営についての不安や学校教育に対する不信感を抱かせ、儀式的行事の円滑な進行に対する妨げとなるおそれを生じさせたものであるから、本件不起立行為は、公務員の職に対する信用を傷つける行為に当たり、同法33条に違反するといふべきである。」

- 9 71頁14行目から73頁21行目までを次のとおり改め、75頁9行目の「以上」から12行目までを「以上によれば、本件処分に違法があるということとはできない。」に改める。

〔1〕 地方公務員に懲戒事由がある場合に、懲戒処分を行うかどうか、懲戒処分を行うときにいかなる処分を選ぶかは、平素から組織内の事情に通曉し、職員の指揮監督の衝に当たる懲戒権者の裁量に任されているから、懲戒権者は、懲戒事由に該当すると認められる行為の原因、動機、性質、態様、結果、影響等のほか、公務員の当該行為の前後における態度、懲戒処分等の処分歴、選択する処分が他の公務員及び社会に与える影響等、諸般の事情を考慮して、その権限と責任において、懲戒処分を行うべきかどうか、また、懲戒処分を行うときにいかなる処分を選択すべきかを、その裁量的判断によって決定することができるものと解される。したがって、裁判所が懲戒処分の適否を審査するに当たっては、懲戒権者と同一の立場に立って懲戒処分をすべきであったかどうか、又はいかなる処分を選択すべきであったかについて判断し、その結果と懲戒処分とを比較してその軽重を論ずべきものではなく、懲戒権者の裁量権の行使に基づく処分が社会観念上著しく妥当を欠き、裁量権の範囲を逸脱してこれを濫用したと認められる場合に限り、違法であると判断すべきである（最高裁判所昭和52年12月20日第三小法廷判決・民集第31巻7号1101頁、最高裁判所平成

2年1月18日第一小法廷判決・民集第44巻1号1頁参照)。

(2)ア 個人1審原告らは、前示のとおり、小学校、中学校及び養護学校の入学式や卒業式という児童、生徒、保護者、来賓等が多く参列している行事の場において、本件職務命令に違反し、国歌斉唱の際に不起立行為を行ったものであり、厳肅かつ清新な雰囲気の中で行われるべき儀式的行事の雰囲気を乱し、保護者、来賓等に対し、学校の運営についての不安や学校教育に対する不信感を抱かせ、儀式的行事の円滑な進行に対する妨げとなるおそれを生じさせたものであるから、不起立行為によって式の進行が積極的に妨害されたことがなかったことを考慮しても、個人1審原告らの不起立行為に対し懲戒処分をもって臨むことが不相当であるということとはできない。

イ 戒告処分については、個人1審原告らの中には、同じ年の卒業式と入学式の両方において不起立行為を重ねた者がおり、そうでない者も、戒告処分を受ける前に、同様の不起立行為により、1審被告教育委員会から厳重注意、文書訓告の指導を受け、又は戒告処分を受けたことがあること(前記第3の6(4)の事実、乙24ないし32)、戒告処分は、地方公務員法29条1項が規定する懲戒処分としては最も軽い処分であることを考慮すれば、1審被告教育委員会が個人1審原告らに対して行った戒告処分が裁量権の範囲を逸脱し、これを濫用したものであるということとはできない。

次に、減給処分については、1審原告■■■■、同■■■■及び同■■■■は、減給処分を受ける前に、同様の不起立行為により、同■■■■については、原判決別紙3「対象式典一覧表1」のとおり、戒告処分を2回受けたほか、厳重注意4回の措置を受け、同■■■■については、同一覧表のとおり、戒告処分を4回受けたほか、平成4年に文書訓告1回の措置を受け、同■■■■については、同一覧表及び同別紙3「対象式典一覧表2」のとおり、

戒告処分を2回受けたほか、嚴重注意1回、文書訓告1回の措置を受けたことがあり、さらに、同■は、減給3か月の処分を受ける前年に減給1か月の処分を受けたことがあった（前記第3の6(4)の事実、乙30ないし32）のである。上記判示の本件不起立行為の性質、態様、影響等に、上記1審原告らが受けた措置ないし処分歴等をも考慮すれば、1審被告教育委員会がした各減給処分は、社会観念上著しく妥当性を欠くものとまではいい難く、その裁量権の範囲を逸脱し、これを濫用したものと判断することはできない。」

- 10 76頁12行目の「個人原告らはいずれも」を「個人1審原告らは、一部には事情聴取を拒否し、又は、事情聴取に応じたものの事実に関する問いに答えなかったことがあったが、大部分は」に改め、15行目の「認めている」の次に「(乙24ないし32)」を加え、17・18行目の「原告らに対して行われた事情聴取によっても」を「本件状況報告書及び個人1審原告らに対する事情聴取により」に、20行目の「違反すること」を「違反し信用を失墜させたこと」に改め、77頁23行目の「主張するが」の次に「、上記文書は後記のものを除き当審において提出されたいえ」を加え、26行目・78頁1行目の「本件処分が決定される経緯を記した議事録等」を「後記の議事録等」に改め、2行目の次に改行のうえ次のとおり加える。

「さらに、個人1審原告らは、当審において、1審被告教育委員会が、①1審原告■の戒告処分に係る平成元年度教育委員会議付議及び議事録文書、②1審原告■、同■、同■及び同■の各戒告処分に係る平成8年度教育委員会議付議及び議事録文書、③1審原告■の減給処分、同■、同■及び同■の各戒告処分に係る平成9年度教育委員会議付議及び議事録文書が不存在であるとし、その不存在文書の代替として議案の番号と議案名のみを付した『教育要覧』の写しを書証として提出しているが、『教育要覧』の写しは議事録と同等の証拠とはなり得ないから、上記各処分の手続に

違法があり、上記各処分は無効であると主張するが、証拠（乙24、29、30、40ないし42）によれば、上記個人1審原告らの懲戒処分案が1審被告教育委員会の議事に付され審議されたことが認められるから、その議事録の提出がないとしても、上記各処分の手続に違法があるということとはできない。」

11 78頁13・14行目の「本件処分のうち戒告処分については」を「本件処分は」に、18行目の「認めらる」を「認められる」に改め、79頁26行目の「戒告処分」の次に「減給処分」を加え、80頁2行目から7行目までを削り、8行目の「(3)」を「(2)」に改める。

12 82頁7行目の「職員に対する」から10行目までを「職員に対する処分については、懲戒処分は任免権者の行政権限に専属するものであり、管理運営事項に当たるから、1審被告教育委員会が1審原告ういとの間で、これらの事項を交渉事項としなかったことに問題はない。」に改め、15行目の次に改行のうえ次のとおり加え、16行目の「損害賠償請求は」の次に「当審における拡張部分を含め」を加える。

「また、1審原告ういは、当審において、1審被告教育委員会は、1審原告ういとの交渉において、教育長を1度も出席させたことがないのは、他の労働組合との交渉に比して差別的取扱いであり、不誠実な交渉であると主張するが、それが他の労働組合との交渉に比して差別的取扱いであることを認めるに足りる証拠はないから、上記主張は理由がない。」

13 当審における1審原告■■■■及び同■■■■の追加請求に係る判断

(1) 1審原告■■■■の当審における追加請求について

ア 処分取消の訴えについて

1審被告教育委員会が1審原告■■■■に対し平成12年7月19日付けで戒告処分をしたことは上記当事者間に争いがなく、証拠（乙20）及び弁論の全趣旨によれば、1審原告■■■■は、これに対し、福岡県地方労働委員

会に対し、不当労働行為救済の申立てをしたが、平成14年5月7日、申立ての却下及び棄却の命令を受けたことが認められる。

1審原告が、当裁判所に平成17年7月11日に提出された1審原告ら作成の控訴理由書において、上記処分取消の訴えを追加したことは当裁判所に顕著である。

上記事実によれば、1審原告が上記処分取消の訴えを追加した時には、上記戒告処分の日からも、福岡県地方労働委員会の上記命令の日からも、行政事件訴訟法（平成16年法律第84号による改正前のもの）14条の出訴期間を経過していたことが明らかである。

したがって、1審原告の処分取消の訴えは不適法であり、却下を免れない。

#### イ 損害賠償請求について

上記のとおり、1審原告の処分取消の訴えは不適法であるが、これと併合して提起された関連請求である損害賠償請求は、独立の訴えとして適法であるから、これを独立の訴えとして取り扱うべきである。

1審原告が、中学校の平成12年3月の卒業式及び同年4月11日の入学式に際し、小野校長から概ね同1審原告主張の発言をされて各職務命令が発せられたことは、同1審原告と1審被告北九州市との間において争いがなく、証拠（甲279ないし281）によれば、同原告は、上記の卒業式及び入学式のいずれにおいても、国歌斉唱の段階において着席し、これを現認した小野校長から同様の各職務命令を受けたが、これらに従わなかったこと、1審被告教育委員会は、これらの職務命令違反行為を理由として、地方公務員法29条1項1号及び3号（平成11年法律第107号による改正後のもの。以下同じ。）により上記戒告処分をしたことが認められる。

上記各職務命令が適法であることは前示のとおりであり、1審原告

の上記不起立行為は、地方公務員法29条1項1号及び3号に該当するものである。そして、同1審原告が、同種行為により、平成6年9月5日に嚴重注意、平成9年7月18日に文書訓告の指導を受けていたことは前記のとおりであるから、1審被告教育委員会が同1審原告を上記戒告処分に付したことに裁量権の範囲の逸脱、濫用はなかったというべきである。

したがって、小野校長の上記各職務命令及び上記戒告処分は適法であるから、1審原告の損害賠償請求は理由がない。

(2) 1審原告の当審における追加請求について

1審被告教育委員会が1審原告に対し平成16年7月9日付けで戒告処分をしたこと、同1審原告が、小学校の平成16年3月16日の卒業式に際し、下門校長から概ね同1審原告主張の発言をされて職務命令が発せられたことは、同1審原告と1審被告北九州市との間において争いがなく、証拠(甲282, 283, 乙33)によれば、同1審原告は、上記卒業式において、国歌斉唱の段階において着席し、これを現認した教頭から起立するようにとの指示を受けたが、これに従わなかったこと、1審被告教育委員会は、この職務命令違反行為を理由として、地方公務員法29条1項1号及び3号により上記戒告処分をしたことが認められる。

上記職務命令が適法であることは前示のとおりであり、1審原告の上記不起立行為は、地方公務員法29条1項1号及び3号に該当するものである。そして、同1審原告が、上記戒告処分までに、同種の職務命令違反行為により、平成3年から平成6年までに文書訓告1回、嚴重注意1回、戒告処分2回の指導・処分を受けていたことは前記のとおりであるから、1審被告教育委員会が同1審原告を上記戒告処分に付したことに裁量権の範囲の逸脱、濫用はなかったというべきである。

したがって、上記戒告処分は適法であり、下門校長の上記各職務命令も適法であるから、1審原告の請求はいずれも理由がない。

#### 14 1審原告の当審における追加請求について

記録によれば、1審原告の原審における請求は、平成2年度小学校卒業式及び平成6年度小学校卒業式において、各校長から職務命令を受けたことによる損害の賠償を求めるものであるところ、同1審原告の当審における追加請求は、平成17年度小学校卒業式に関し、平成18年2月及び同年3月18日の卒業式当日に校長等から職務命令を受けるなどし、事情聴取及び文書訓告を受けたことによる損害の賠償を求めるものであることが明らかである。

したがって、同1審原告の原審における請求と当審における追加請求とは、請求の基礎が同一ではなく、その変更があることが明らかであり、この訴えの変更により1審被告北九州市の同意もないから、同1審原告の訴えの変更を許さないこととする。

#### 第4 結論

以上の次第であるから、1審原告らの請求はいずれも理由がなく、1審原告の当審における1審被告教育委員会に対する訴えは不適法であり、同北九州市に対する請求は理由がなく、1審原告及び同の当審における請求はいずれも理由がない。

よって、原判決中、1審原告、同及び同の1審被告教育委員会に対する請求を認容した部分は相当ではないからこれを取り消し、上記1審原告らの同1審被告に対する請求を棄却し、その余の部分は相当であるから1審原告らの本件控訴をいずれも棄却し、1審原告の当審における1審被告教育委員会に対する訴えを却下し、同1審原告のその余の請求、1審原告及び同の当審における請求をいずれも棄却することとし、なお、原判決別紙1「請求の趣旨一覧表1の1」のうち、1審原告、同、同、同及び同に対する平成6年9月6日付け戒告、同に対する同月5日付け戒告に関する部分は明白な誤りであるので、同一覧表を本判決別紙「請求の趣旨一覧表1の



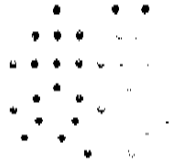
1」 のとおり更正することとし、主文のとおり判決する。

福岡高等裁判所第1民事部

裁判長裁判官 丸 山 昌 一

裁判官 川 野 雅 樹

裁判官 中 園 浩 一 郎



これは正本である。

平成20年12月15日

福岡高等裁判所第1民事部

裁判所書記官 川崎 英

